

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

法令名	社会福祉法	担当課	保健福祉課	検索番号	7-0
許認可等	社会福祉主事に係る養成機関及び講習会の指定				
(根拠規定)					
○社会福祉法 (昭和26年3月29日法律第45号)					
(資格等)					
第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。					
一 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) に基づく大学、旧大学令 (大正七年勅令第三百八十八号) に基づく大学、旧高等学校令 (大正七年勅令第三百八十九号) に基づく高等学校又は旧専門学校令 (明治三十六年勅令第六十一号) に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者					
二 <u>都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者</u>					
三 社会福祉士					
四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者					
五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの					
2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。					
(許認可等の基準)					
○社会福祉法施行令 (昭和33年6月27日政令第185号)					
(養成機関又は講習会の指定)					
第四条 都道府県知事は、法第十九条第一項第二号 に規定する養成機関又は講習会の指定 (以下「養成機関等の指定」という。) を行う場合には、入所の資格又は受講資格、教育又は講習の内容その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。					
○社会福祉主事養成機関等指定規則 (平成12年3月29日厚生省令第53号)					
(養成機関等の指定基準)					
第三条 昼間課程又は夜間課程を設ける養成機関に係る社会福祉法施行令 (昭和三十二年政令第百八十五号。以下「令」という。) 第四条 に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。					
一 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第九十条第一項 の規定により大学に入学することができる者であることを入所の資格とするものであること。					
二 修業年限は、二年以上であること。					
三 教育内容は、別表第一に定めるもの以上であること。					
四 別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二に定める数以上の専任教員を有すること。専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。					

と。

- 五 前号の専任教員のうち二人は、社会福祉概論、社会保障論、公的扶助論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、地域福祉論、社会福祉援助技術論又は福祉事務所運営論を教授できる者であること。
 - 六 社会福祉援助技術演習が学生二十人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。
 - 七 一学級の定員は、五十人以下であること。
 - 八 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
 - 九 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室を有すること。
 - 十 社会福祉現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。
 - 十一 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。
 - 十二 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、社会福祉現場実習を行うのに適当なものを社会福祉現場実習に利用できること。ただし、社会福祉現場実習の一部については、社会福祉現場実習を行うのに適当な市町村において行うことができる。
 - 十三 社会福祉現場実習を行う施設又は事業に係る事業所の数(市町村において社会福祉現場実習を行う場合にあつては、当該市町村の数を含む。)は、社会福祉現場実習の必要な学生数の五分の一以上であること。
 - 十四 社会福祉現場実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
 - 十五 専任の事務職員を有すること。
 - 十六 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 2 法第十九条第一項第二号に規定する講習会(以下「講習会」という。)に係る令第四条に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができ、かつ、国若しくは地方公共団体の職員又はこれらの者に準ずるものとして厚生労働大臣の認定するものであることを受講の資格とするものであること。
 - 二 講習内容は、別表第三に定めるもの以上であること。